

平成 26 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

租税法

1. 平成 22 年度改正において、法人税法 23 条 3 項は以下のような内容になった。

「第一項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額(第二十四条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。)の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基団となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得(適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。)をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額(その予定されていた事由(第六十一条の二第十六項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)の規定の適用があるものを除く。)に基団するものとして政令で定めるものに限る。)については、適用しない。」

この規定が防止しようとしている行為を具体的に例示しながら、規定の趣旨および効果について説明しなさい。

2. X は R 社に入社以来、営業部に所属しているが、昨年、転勤を命ぜられ、現在はそれまで住んでいた P 市から遠く離れた Q 市に居住している。なお X の配偶者と 2 人の子供は、今も X が 10 年前に購入した P 市のマンションに住んでいる。

X は優秀な営業マンで、毎年、多くの契約を獲得するため会社から高く評価されている。年間の給与収入も 1500 万円と同期と比較しても高額である。一方で、その好成績を維持するために、営業技術や知識を習得するための講習費（会場までの交通費を含む）、営業活動に関係する書籍や雑誌の購入費、得意先に対する接待費、さらには家族の元へ定期的に戻る旅費として年間 200 万円を支出している。これらは X の個人的な支出であって、会社からの補填はない。

X は、これらの支出を給与所得から控除することができるか。X の給与収入が 1501 万円の場合は、1500 万円の場合とどのように異なるだろうか。

3. 以下の各取引に関する課税関係について論じなさい。

- (1) A さんが、平成 18 年 1 月 1 日に 100 万円で購入した資産を、平成 23 年 1 月 3 日に B さんに贈与した。贈与時の資産の時価は 150 万円であった。B さんは平成 25 年 1 月 1 日にこの資産を C さんに当時の時価と等しい 170 万円で譲渡した。
- (2) 上記(1)の B さんが個人ではなく法人（B 社）であった場合、課税上の結果はどのように異なるか。

以上

所得税法

第二節 各種所得の金額の計算 第一款 所得の種類及び各種所得の金額 (利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものと除く。)並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)による所得をいう。

2 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。

(平一二法九七・平一四法六五・平一六法八八・一部改正)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。)から受けれる剰余金の配当(株式又は出資(公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。)に係るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うものとし、分配型分割(同法第二条第十二号の力に規定する分配型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条において同じ。)によるものとし、)の配当(資産の流動化に関する法律百五十三条第一項(中間配当に係るものを除く。)によるものとし、分配型分割によるものとし、分配型分割を除く。)による所得(保険業法第五十五条第一項(基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいい。)並びに投資信託公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(法人税法第二条第十二号の十五に規定する場合に限る。)並びに特定受益証券発行信託の収益の分配(法人税法第二条第十二号の十五に規定する場合に限る。)に係る所得を除く。)による所得をいいう。)

2 配当所得の金額は、その年中の配当の収入金額とする。ただし、株式その他配当所得を生ぜべき元本を取得するために要した負債の利子(事業所得又は離所得の基団となつた有価証券を取得するために要した負債の利子を除く。以下この項において同じ。)でその年中に支払うものがある場合は、当該収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年ににおいてその元本を有していた期間に對応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額の合計額を控除した金額とする。

(昭四五〇法一三・昭六二法九六・昭六三法一〇九・平七法一〇六・平一二法九七・平一八法一〇・平一九法六・平二二法六・一部改正)

第二十五条 法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他資産の交付を受けた場合には、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額(当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基団となつた当該法人の株式又は出資に對応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなす。)

1 当該法人の合併法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、法人税法第二条第十一号の八に規定する適格合併を除く。)

二 当該法人の分割型分割(法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割を除く。)

三 当該法人の資本の払戻し(株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。)又は当該法人の解散による残余財産の分配

四 当該法人の自己の株式又は出資の取得(金融商品取引法第二条第十六項(定義)に規定する金融商品取引所の開設する市場における譲り受けによる取得その他の政令で定める取得及び第五十七条の四第三項第一号から第三号まで(株式交換等に係る譲渡所得等の特別)に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合における取得を除く。)

五 当該法人の出資の消却(取得した出資について行うものを除く。)、当該法人の出資の払戻し、当該法人からの出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は当該法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。

六 当該法人の組織変更更当該組織変更をして当該法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。)

2 前項に規定する株式又は出資に對応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めること。

(昭四二法二〇・平五法四四・平一三法六・平二二法六・一部改正)

(不動産所得)

第二十六条 不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機(以下この項において「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は水小作権の設定その他の他人に不動産等を使用させることを含む。)による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(事業所得)

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(給与所得)

第二十八条 紙と所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞並びにこれららの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。

2 紙と所得の金額は、その年中の給与等の収入金額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合、当該収入金額の百分の四十に相当する金額(当該金額が六十五万円に満たない場合には、六十五万円)

二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 七十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額

三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超えて百六十万円以下である場合 百二十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額との百分の二十に相当する金額との合計額

2

- 四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超える場合 百八十六万円
と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額
- 五 前項に規定する収入金額が千円以下である場合 二百二十万円と
当該収入金額から千円を控除した金額との合計額
- 六 前項に規定する収入金額が千五百円を超える場合 二百四十五万円
- 4 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る
給与所得の金額を別表第五の給与等の金額に相当する金額とし、当該収入金額を別表第五の給与等の金額との合計額
- 第二十九条 削除
(昭六二法九六)
- (退職所得)
- 第三十条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下この条において「退職手当等」という。)に係る所得をいう。
- 2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額當該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。
- 3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 政令で定める勤続年数(以下この項及び第六項において「勤続年数」という。)が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額
- 二 勤続年数が二十年を超える場合 八百万円と七十万円に当該勤続年数から二十年を控除了した年数を乗じて計算した金額との合計額
- 4 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等(次に掲げる者をいう。)としての政令で定める勤続年数(以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。)が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対する退職手当等として支払を受けるものをいう。
- 一 法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員
二 國會議員及び地方公共団体の議会の議員
三 國家公務員及び地方公務員
- 5 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかるず、当該各号に定める金額とする。
- 一 その年の前年に以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定めるところによる
三項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等を控除した金額
- 二 その年の前年に以前に他の退職手当等に該当する場合で政令で定める場合 第三項の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合(次号に該当する場合を除く。)により計算した金額が八十万円に満たない場合
- 二 第三項及び第六項の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合(次号に該当する場合を除く。) 八十万円
- 三 隆害者にについたことにより計算した金額が八十万円に満たない場合(次号に該当する場合を除く。) 八十万円
- 6 その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の

- 退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。
- (昭四二法二〇・昭四五法三六・昭四八法八・昭四九法一五・昭五〇法一三・昭六三法一〇九・平二四法一六・一部改正)
- (退職手当等とみなす一時金)
- 第三十二条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。
- 一 国民年金法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十九号)(第九章厚生年金基金及び企業年金理事会の規定を除く。)国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の規定に基づく一時金その他これら法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金(これに類する給付を含む。第三号において同じ。)で政令で定めるものの
- 二 厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金で同法第百二十二条(加入員)に規定する加入員の退職に因して支払われるもの及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の規定に基づく一時金を除く。)又は第十八条第三項(筋内員)に関する給付)又は第十九条(筋外員)に関する給付)に該当する筋外員の退職に因して支払われるもの
- 三 確定給付企業年金法(平成十五年法律第五十号)の規定に基づいて支給を受ける一時金で同法第二十五条第一項(加入者)に規定する加入者の退職により支払われるもの(同法第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうち当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。)その他これに類する一時金として政令で定めるもの
- (昭六二法九六・平六法六八・平六法一〇九・平二四法一六・一部改正)
- (山林所得)
- 第三十二条 山林所得とは、山林の伐採又は転換による所得をいう。
- 2 山林をその取得の日以後五年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。
- 3 山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した金額とする。
- 4 前項に規定する山林所得の特別控除額は、五十万円(同項に規定する残額が五十万円に満たない場合には、当該残額)とする。
- (昭二法二〇・昭四五法一四・昭四六法一八・昭五〇法一三・一部改正)
- (譲渡所得)
- 第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)による所得をいう。
- 2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。
- 一 たな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)の譲渡その他の當利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得
- 二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得
- 3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基となる資産の譲渡費及びその資産の譲渡度に要した費用の

額の合計額を控除し、その残額の合計額(当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。)から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

一 資産の譲渡(前項の規定に該当するものと同様に規定する場合)で定めるもの。

二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの。

4 前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、五十万円(譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。

5 第三項の規定により譲渡益から同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除する場合には、まず、当該譲渡益のうち同項第一号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

(昭四二法二〇・昭四四法一四・昭四五法一八・昭五〇法一三・一部改正)

(一時所得) 第三十四条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、當利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時所得で労務その他の資産の譲渡又は資産の譲度の対価としての性質を有しないものをいう。

2 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、五十万円(同項に規定する残額が五十万円に満たない場合には、当該譲渡額とする。)

(昭四二法二〇・昭四五法一八・昭五〇法一三・一部改正)

(難所得) 第三十五条 難所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 難所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の難所得(公的年金等に係るものと除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。

一 第二十二条第一号及び第二号(退職手当等とみなす一時金)に規定する法律の規定に基づく年金その他同項第一号に規定する制度に基づく年金(これに類する給付を含む。第三号において同じ。)で政令で定めるもの

二 息給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金

三 難定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金(第三十一条第三号に規定する規約に基づいて拠出された掛け金のうちにその年金が支給される同法第二十五条第一項(加入者)に規定する加入者(同項に規定する加入者であつた者を含む。)の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金額に相当する部分に限る。)その他これに類する年金として政令で定めるもの

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、

当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円とする。

一 五十万円

二 その年の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれ次に掲げる金額

イ 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

ロ 当該残額が三百六十万円を超え、七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

ハ 当該残額が七百二十万円を超える場合 百四十万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

(昭六二法九六・平二法一二・平一三法五〇・平一六法一四・一部改正)

第二款 所得金額の計算の通則

(収入金額)

第三十六条 その年の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年ににおいて收入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他の経済的な利益の価額)とする。

2 前項の金額以外の物又は権利その他の経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取扱し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかるわらず、その年において支払を受けた金額とする。

(昭五〇法一三・平一二法九七・平一八法一〇・平一九法六・一部改正)

(必要経費)

第三十七条 その年の不動産所得の金額又は難所得の金額(事業所得の金額及び難所得の金額及び難所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡によるものと除く。)の計算上必

三十五条 第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものと除く。)の計算上必

要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得たため直接受けた費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの方所得を生ぜべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

2 山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は難所得の金額の計算上必

要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要し

た費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

(昭六二法九六・一部改正)

(譲渡所得の金額の計算上控除する取扱費)

第三十八条 譲渡所得の金額の計算上控除する取扱費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

2 譲渡所得の基となる資産が家屋その他その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、前項に規定する資産の取扱費は、同項に規定する合計額に相当する金額から、その取得の日から譲渡の日までの期間のうち次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

一 その資産が不動産所得、事業所得又は難所得を生ずべき業務の用に供されて

第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に
依る減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法により当該期間内の日の属する各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額
又は離譜所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額
を前号に掲げる期間以外の期間 第四十九条第一項の規定に準じて政令で定めるところ

収入金額の計算 資本の自己消費の場合の収入金額算入

（二）又は遺贈に対する特定期間を除く。）又は遺贈又は相続人に対する特定遺贈を除く。）当該増資又は当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額をもつて取得したものとみなす。

（二）前項第一号に掲げる贈与又は遺贈により取得したたな卸資産については、同号に掲げたる金額をもつて取得したものとみなす。

（二）前項第二号に掲げる譲渡により取得したたな卸資産については、当該譲渡の対価の額をもつて取得したものとみなす。

(昭二法二〇・一部改正)
農産物の収穫の場合は、収穫額を算入する。その他の場合は、その他の収穫額を算入する。

。危相当する金額は、その者
の収入金額に算入する。

2 前項の農産物は、同質に規定する時にその収量価額をもつて取扱したものとみなす。
（国庫補助金等の収入金額不算入）
第四十四条 居住者が、毎年において固定資産(山林を含む。以下この条及び次条において「固定資産」といふ。)の交換又は給付金等(その他の政令で定めるもの)を受ける場合においては、その額をその年の収入金額として算入する。
（固定資産の取扱い）
第三十一条 (一) 国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取扱いは、その年の中途において死亡し又は出国をした後で、その年の途中において死滅する者をしてその取扱いを改めることとする。
（固定資産の取扱い）
第三十二条 (一) 固定資産の取扱いは、その年の取扱いを改めることとする。

2 星住者が毎年ににおいて国庫補助金等額の計算上、総収入金額に算入しない。

この正味財産は、その固定資産の価額に相当する金額を資産を取得した場合に相当する金額は、その者の各種所得の金額

の前記二項の規定は、これらに規定の適用を受ける旨、これらの規定により収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提示する。

出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項又は第二項の規定を適用することがで

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し、若しくは改良した固定資産又はその取得した同項に規定する固定資産について行うべき第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却費の計算及び

その者がその固定資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算に関する事項は、政令で定める。

(正) 梶原

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)
第四十三条 居住者が、各年において固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等の交付を受ける場合において、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日(その者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時)までに確定していないときは、その国庫補助金等の額に相当する金額は、その者の年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 前項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同額の国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合には、その国庫補助金等の額のうちその確定した部分に相当する金額は、その国庫補助金等の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良

に充てられた金額のうち政令で定める金額を除き、その者のその確定した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

この部分の返還をすべきことが確定した場合には、その者のその確定した部分に相当する金額は、その者のその確定した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、必

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の規定により総収入金額に算入されない金額その他の財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

6 第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し又は改良した固定資産について行なうべき第四十九条第一項(減価償却資産の償却料の計算及びその償却の方針)に規定する償却料の計算及びその者がその固定資産を譲渡した場合における事業所の所得

金額、林木所得の金額、譲渡所得の金額又は離所得の金額の計算に関する必要な事項は、政令(昭四三法二一・平一法一六〇・平一三法六・一部改正)によることとする。
（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）
で定める。

第四十四条 居住者が、國若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為(固定資産の改良その他政令で定める行為を除く。以下この項において「資産の移転等」という。)の費用に充てる収用その他の政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定による収用その他の政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその費用に充てた場合は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。ただし、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上必要経費に算入され又は譲度に要した費用に充てた部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

(昭四三法二一部改正)

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで(外国税額控除)の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年ににおいてこれらに規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外國所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額される部分に相当する年分における同条の規定による外國税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(平一七法二一部追加、平二一部改正)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等

(家事関連費の必要経費不算入等)

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるもとの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに關連する経費で政令で定めるもの

二 所得税不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行う居住者が納付する第百三十二条第三項(確定申告税額の延納による利子税又は第百三十条(延払条件付繰漫に係る所傳税額の延納による利子税)の規定による利子税等、その他の事業についてのこれらの所得に係る所傳税額の額に対応するものとして政令で定めるもの)を除く。)

三 所得税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法(昭和四十二年法律第二百二十六号)の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)

四 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)

五 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

六 罰金及び料金(通告処分による罰金又は料金に相当するもの及び外國又はその地方公共団体が課する罰金又は料金に相当するものを含む。)並びに過料

七 損害賠償金(これに類するものを含む。)で政令で定めるもの

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百二十一号)の規定による課徴金及び滞金

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金(外國若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ぜるこれらに類するものを含む。)

十 金融商品取引法第六章の二(課徴金)の規定による課徴金及び延滞金

十一 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)の規定による課徴金及び延滞金

2 居者がが供与をする刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十九条(贈賄)に規定する贿赂又は不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十八条第一項(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に規定する金錢その他の利益に相当するべき金錢及び金錢以外の物又は施利その他経済的な利益その供与に要する費用の額がある場合には、その費用の額を加算した金額(は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額)は、第一項第二号から第七号までに掲げる他の経済的な利益の額又は前項に規定する金錢及び金錢以外の物若しくは権利その他の経済的な利益の額は、第一項又は前項に規定する金錢及び金錢の算入しない。

3 第一項第二号から第七号までに掲げる他の経済的な利益の額又は前項に規定する金錢及び金錢の算入しない。

(昭四二法二一部改正)

平一法二一部改正)

第二目 資産の評価及び償却費

(棚卸資産の売上原価及びその評価の方法)

第四十七条 居住者の棚卸資産につき第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者の事業所得の金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日(その者が年中途において死し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条から第五十条までにおいて同じ。)において有する棚卸資産(以下この項において「期末棚卸資産」という。)の価額は、棚卸資産の取得額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちその者が当該期末棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額評価の方法のうち政令で定めた場合又は選定した評価した金額とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の特例、評価の方法の選定の手続、棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額その他の棚卸資産の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一法二一部改正)

(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)

第四十八条 居住者の有価証券につき第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者の事業所得の金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する有価証券の価額は、その者が有価証券について選定した評価した金額評価の方法を用いて評価した金額により評価した金額とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法のうち政令で定めた方法により評価した金額とする。

3 居者が二回以上にわたつて取得した同一銘柄の有価証券につき第三十七条第一項の

規定によりその者の維所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は第三十九条第一項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定によりその者の譲渡所得の金額の計算上取扱費用に算入する金額は、政令で定めるところにより、それぞれの取扱に要した金額を基礎として第一項の規定に準じて評価した金額とする。

(平一三法六・一部改正)

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条(必要経費)の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は維所得の金額の区分に応じ、償却費が毎年一定の割合で遞減する償却の方法、償却費が毎年一定の割合で遞減する償却の方法、償却費が每年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で定めた場合に基づき方法を定めた場合には、償却の方法のうち政令で定めた場合により計算した金額とする。

2 前項の選定ができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一三法六・平一九法六・平二三法一一四・一部改正)

(継延資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第五十条 居住者のその年十二月三十一日における継延資産につきその償却費として第三十七条(必要経費)の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は維所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その継延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めた場合により計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、継延資産の償却に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一三法六・一部改正)

(第三目 資産損失)

(資産損失の必要経費算入)

第五十一条 居住者の當む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失(当該資産の損壊による価値の減少を含む。)その他の事由により生じた損失の金額保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに連して生じたものを除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 居住者の當む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貯金、前度金その他の債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額による居住者の有する山林について生じた損失の金額保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

4 居住者の不動産所得若しくは維所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基団となる資産(山林及び第六十二条第一項生活に通常必要でない資産の災害による損失に規定する資産を除く。)の損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものによ

り補てんされる部分の金額、資産の譲渡により又はこれに関連して生じたもの及び第一項若しくは第二項又は第七十二条第一項(差押控除)に規定するものを除く。)は、それぞれの者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は維所得の金額(この項の規定を適用しないで計算したこれらの所得の金額とする。)を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は維所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

5 第一項及び前二項に規定する損失の金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭一四法三一・一部改正)

(第四目 引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得を得を生ずべき事業を當む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前度金その他の債権の貸倒れで当該事業の遂行上生じたもの(以下この項において「貸付金等」という。)のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦税により弁済されることの他の政令で定める事由が生じることによりその一部につき貸倒れその他これに連する事由による損失が見込まれるもの(当該貸付金等に係る債務者に対する他の貸付金等がある場合は、当該他の貸付金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸付金等」という。)のその損失の見込額として、各年事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。)において当該個別評価貸付金等の取立て又は弁済の見込みがないと認めらる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年の年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

2 青色申告書を提出する居住者で事業所得を得を生ずべき事業を當むものが、その有する売掛金、貸付金その他の債権の貸倒引当金勘定で当該事業の遂行上生じたもの(個別評価貸付金等を除く。以下この項において「括別評価貸付金」という。)の貸倒れによる損失と併せて、各年において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日において有する一括別評価貸付金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、その者のその年の年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたとき、その他の政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定によりその繰入れをした場合において、その他の政令で定めた場合において、その他の政令で定める場合は、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6 第一項又は第二項に規定する居住者が死亡した場合において、これらの規定によりその者の死亡の日の属する年分の不動産所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額があるときにおける当該貸倒引当金勘定の金額の計算上必要経費に算入し必要な事項は、政令で定める。

(平一〇法二四・平一三法六・平一四法一五・平二三法六・平二三法一一四・一部改正)

返品調整引当金
第五十五条 青色申告書を提出する居住者で出版業その他政令で定める事業を営むもののうち、常時、その販売する該事業に係るたな卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該たな卸資産

5 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がななかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、退職給与引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該退職給与引当金勘定の金額の処理その他の第一項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第五十五条 削除

(平一〇法三四)
第五目 親族が事業から受ける対価

(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)

第五十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族年齢十五歳未満である者を除く。)で事らの居住者の當む前条に規定する事業に従事するもの(以下この条において「青色事業従事者」という。)が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業での賃料が類似するものが支給する給与との状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額とすら必要経費に算入し、かつ、当該青色事業従事者の当該年分の給与所得に係る金額とす

2 その年以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで(その年一月十六日以後新たに同様の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内に)、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税

3 居住者第一項に規定する居住者を除く。)と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢十五歳未満である者を除く。)で車らの居住者の當前条に規定する事業に從事するもの務署長に提出しなければならない。

(1)下この条において「事業従事者」といふは、その居主に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算に、次に掲げる金額のうちいずれかが低い金額を必要経費とする者に、つき

一 次に掲げる事業事務者の区分に応じ、それ次に、その居住者の配偶者である事業事務者、八十六万円

二 その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額(この
口に掲げる者以外の事業専従者 五十万円

5 税務署長は、前項の配載がない確定申告書の提出があつた場合には、第一項の規定を適用するに關する事項は、税務署長がその居住者の親族がその他の親族がその他の配偶者と生計を一にする場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、退職給与引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該退職給与引当金勘定の処理その他第一項の規定の適用に關する事項は、政令で定める。

申告書に返品調整引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への

ある場合に限り、適用する。
記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載が得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用する。

者が死亡した場合において、同項の規定によりその者の死亡の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の

返品調整引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で

提出する居住者で事業所得を生ずべき事業を営むものうち、その事業に係る使用人(その居住者と生計を定めているもの)の退職により支給する金額については、当該年において退職給与又は引当金額にて算定する。以下この条において同じ。)の退職による金額については、当該年において死亡した場合には、月三十一日その居住者が年中途において死亡した場合には、提出するその事業に係る使用人の全員が自己的都合により退職する場合に退職給与として支給されるべき金額のうちその年の金額を基礎として限度を定めるところにより計算し、必要経費を控除する。

に算入する。
2「退職給与引当金勘定の金額(前項の規定によりその繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくすすべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。)」を有する居住者は、前項の使用人が退職した場合、書面申告書の提出の承認を取り消された場合で定める場合には、政令で定めるところにより、その退職給与引当金勘定の金額を取りくすなければならない。

3 前項の規定により取りくずすべきこととなつた退職給与引当金勘定の金額又は同項の規定により取りくずすべきこととなつた退職給与引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずす前の取扱いによる年分の事業所得の金額の計算上、総収入額に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書に退職給与引当金勘定に係り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

の項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。)を当該事業に係る事業事従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

4 前項の規定の適用があつた場合には、各事業事従者につき同項の規定により必要経費とみなされた金額は、当該各事業事従者の当該年分の各種所得の金額の計算について、当該各事業事従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

5 第二項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

7 第一項又は第三項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、その年十二月三十一日(これららの規定に規定する居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時の現況による。ただし、当該親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の事項を変更する場合の手続その他の第一項又は事業事従者の要件の細目、第二項の書類に記載した事項を変更する場合に限り、これらの規定に規定する親族の年齢が十五歳未満である)の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭四一法三一・昭四二法二〇・昭四三法二一・昭四六法一八・昭四八法八・昭四九法一五・昭五〇法一三・昭五九法五・昭六二法五・昭六三法一〇九・平六法一〇九・平一一法一〇〇・一節改正)

第六目 給与所得者の特定支出

(昭六二法九六・追加)

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超過するときは、その年分の第二十八条第二項(給与所得)に規定する給与所得の金額は、同条第四項の規定にかかるわらず、同条第二項の機関からその超える部分の金額と控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が五千五百円を超える場合 百二十五万円

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補填される部分があり、かつ、その部分を除く。)をいう。

一 その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通工具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運量、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることをつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものうち、一般的の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定める支出

二 転任に伴うものであることににつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの
三 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修への資格を取得するためのものを除く。)であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものとのどする。

3 前項に定めるもののほか、外貨建取引の換算の特例その他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

四 人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるとところにより給与等の支払者により証明がされたもの
五 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合その他のこれに類する場合として政令で定める場合に該するることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の職務の場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその旅行に通常要する支出で政令で定めるもの

六 次に掲げる支出(当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものとして政令で定めるもの及び制服、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要となる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与先その他の職務上關係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出
3 第一項の規定は、確定申告書、修正確定申告書、修正申請書又は更正請求書(次項において「申告書等」という。)に第一項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの各号に規定する証明の書類を提出する場合に規定する特別支出に関する規則に規定する場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある申告書等を提出する場合には、同項に規定する特別支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書等に添付し、又は当該申告書等の提出の際提示しなければならない。
5 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する特定期の範囲の範囲の他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(昭六二法九六・追加、平一一法一六〇・平二三法一一四・平二四法一六・一部改正)
第四款の二 外貨建取引の換算
(平一八法一〇・追加)

(外貨建取引の換算)

第五十七条の三 居住者が、外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額(外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。)は当該外貨建取引を行つた時における国外為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 不動産所得、事業所得、山林所得又は耕作地を生ずべき業務を行う居住者が、先物外貨建取引等外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)により外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外貨建取引等の締結の日ににおいてその旨を財務省令で定めたところによりその者の当該業務に係る帳簿等その他の財務省令で定める事類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額として、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額を計算するものとする。
3 前項に定めるもののほか、外貨建取引の換算の特例その他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

平一八法一〇・追加)

資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例
第五款 資産の譲渡等に係る譲渡所得等の特例
株式交換等による譲渡等に係る譲渡所得等の特例

これらの旧株の譲渡又は贈与がなかつたものとみなす。

32 居住者が、毎年において、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につ
て、当該株式以外の資産(株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として
交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。)により当該株式移
転完全親法人へ対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式移転完全親法人の株式の交付を受
けた場合には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該旧株
の譲渡がなかつたものとみなす。

33 居住者が、毎年において、その有する次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事

一 取得請求権付株式法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等が当該法人に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式(以下、「当該取得請求権付株式」といふ。)当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該株式ののみが交付される場合の当該請求権の行使

当該全部取扱得損益等に於ける取扱の定めがある場合の該種類の株式をいう。)

六 取得条項付新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことをしてこれを取得することができる場合の当該新株予約権をいう。(が付された新株予約権社債) 当該取扱いの定めがある場合の当該新株予約権をいう。

七 取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得を得られる場合の当該取得得事由の発生

八 新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得得事由の発生

九 前二項の規定の適用の適用に關する居住者に當たる者に就する場合の取扱い

十 前二項の規定の適用に關する居住者に當たる者に就する場合の取扱い

正統歷代詩集

一 土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに地上法)昭和二十九年五月三十日法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕作に関する権利(昭和二十七年五月三十日法律第二百二十九号)を含む。)

（三）船舶及び機械及び装置

（四）鉱業権・組鉱権及び採石権その他土石を採取し又は採取する権利を含む。）

（五）前項の規定は、同項の交換の時ににおける取得資産の価額と譲渡資産の価額との差額がこれらの価額のうちいか多い価額の百分の二十に相当する場合には、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書に同様の規定の適用を受ける旨、取得資産及び譲渡資産の額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出額その他の税額を算定する場合に限り、適用する。

出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5 第一項の規定の適用を受けた居住者が取得資産について行なうべき第49条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却費の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭四三法二一・昭四六法一八・平一法六〇・一部改正)

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基団となるものを除く。)又は譲渡所得の基団となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡度があつたものとみます。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認によるものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認によるものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額に規定するものに限る。)

2 居住者が前項に規定する資産を個人に対して同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲度に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡度に要した費用の額又は雑所得の金額に満たないときは、その者があつたものとみなす。

(昭四八法八・一部改正)

(贈与等により取得した資産の取得費等)

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算について、その者が所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るもの)

を除く。)

(昭四二法二〇・昭四八法八・一部改正)

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等)

2 居住者が前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算について、その者が当該資産をその取得の時ににおける価額に相当する金額により取得したものとみなす。

(昭四二法二〇・昭四八法八・一部改正)

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等)

第六十一条 山林所得の基団となる山林が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林である場合には、その山林に係る山林所得の金額の計算上控除する必要経費は、その山林の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額とその山林につき同日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲度に要した費用の額との合計額とする。

2 譲渡所得の基団となる資産(次項及び第四項に規定する資産を除く。)が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産には、その資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めた金額と同日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額に満たないことが証明された場合には、当該合計額)とその資産につき同日以後に支出した設備費及び改良費の額との合計額とする。

3 譲渡所得の基団となる資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産で、第三十八条第二項(使用又は期間の経過により減価する資産の取扱費)の規定に該当するものである場合には、その資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取扱費は、その資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した設備費及び改良費の額との合計額をもつて取扱費及び改良費の額との合計額から、その資産を同日において該計算した金額と満たないことが証明された場合には、当該価額とその資産につき同日以後に支出した設備費及び改良費をもつて取扱費とした金額とする。

4 有価証券につき譲渡所得の金額を計算する場合において、譲渡所得の金額の計算上控除する有価証券の取得費の計算の基礎となる金額のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得に要した金額が含まれているときは、その取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額がその有価証券の取得に要した金額に満たないことが証明された場合には、その取得に要した金額)をもつて、その取得した有価証券の取得による損失(生活に通常必要な事項は、政令で定める

第六十二条 居住者が、災害又は盜難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産として政令で定めるものについて受けた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)は、政令で定めるところにより、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

2 前項に規定する損失の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。